

認知症対応型通所介護サービス（認知症デイサービス） 介護予防認知症対応型通所介護サービス 重要事項説明書

利用者に対する居宅サービス提供にあたり介護保険法に関する平成18年厚生労働省令第34号・第36号に基づいて、当事業所が説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地、職員体制

事業所番号	1390600409
事業所名	台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター
管理者名	中村 和実
所在地	台東区台東一丁目25番5号
電話番号	03 - 3834 - 4437
定員	1日 12名

(2) 職員体制(基準配置人員)

職 種	基準配置人員	職 種	基準配置人員
管 理 者	1名	介 護 看 護	4名
生 活 相 談 員	3名	機 能 訓 練 指 導 員	1名

※当事業所は、部門全体を統括する責任者を配置しています。
部門統括施設長：中村 和実

2. サービスの内容

種 類	内 容				
食 事	<p>利用者の状況に合わせて、常食、刻み食、極刻み食等を提供します。 アレルギー等で同じ献立が召し上がれない時は事前にご連絡ください。 食事およびおやつは、おおよそ以下の時間帯で提供します。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>昼 食</td> <td>11:45 ~ 13:00</td> </tr> <tr> <td>おやつ</td> <td>15:00 ~ 15:30</td> </tr> </table>	昼 食	11:45 ~ 13:00	おやつ	15:00 ~ 15:30
昼 食	11:45 ~ 13:00				
おやつ	15:00 ~ 15:30				

入浴	利用者のご希望により入浴サービスの提供を行います。入浴は一般浴槽、機械浴槽を利用者の状態に合わせて実施いたします。安全な入浴に努めます。
機能訓練	利用者の心身機能の維持、向上を図り日常生活の活性化につながることを目標に機能訓練を実施します。 利用者個々の身体状況を把握した実施計画に沿って訓練を実施します。
健康管理	利用者の健康管理に努めます。体調不良時は看護職員等により適切な対応を致します。
趣味活動	趣味活動をはじめ季節行事などを実施し精神的な、ゆとりと楽しみを持っていただけるように活動を提供します。
相談及び援助	利用者、家族をはじめ地域の方々を対象として、在宅支援の観点から相談や援助に応じます。
送迎	利用者の状況に応じた送迎に努めます。 運転職員は安全運転に心掛け、添乗職員は利用者の様子の変化に注意し送迎を行います。
サービス提供対象地域	台東区

3. サービスの利用方法

申込み	利用について、センターへ直接または電話でお問い合わせ下さい。ご希望をお伺いした上で担当のケアマネジャーへ連絡させていただきます。その後、利用にあたり詳細な説明をさせていただきます。 サービス内容に納得していただけたら契約書を取り交わした後、利用開始となります。
-----	---

4. 当サービスセンター利用の際の留意事項

項目	内容
送迎	利用者の利用日毎の送迎時間表を作成しお知らせします。 交通事情により、送迎の遅れなど到着時間の変更もありますので予めご承知ください。さらに諸事情により順路の変更に伴い乗降順番が前後する場合があります。
体調不良時対応	お迎えの際に体調についてお伺いします。体調不良の場合は利用をお断りすることがあります。 施設では看護職員などによるバイタルチェック（血圧・脈拍・体温など）を行います。体調不良の場合は緊急連絡

	先へ連絡をします。状況によっては家族の迎えをお願いしたり医療機関への搬送などを行います。
設備・機器 利 用	使用の前に必ず取扱いの説明を行い、安全な使用を確認します。器具によっては、職員の介助のもと使用します。
現金・貴重 品について	高額現金や貴重品は持参しないようにしてください。支払い等の現金については、職員へ相談してください。
宗教・政治 活動等に ついて	センター内での宗教活動や政治活動はしないでください。
その他	迷惑行為や危険行為さらには設備、備品等の破壊行為は行わないでください。また利用者の安全確保のために事業者および職員が行う指示に従ってください。

以上のような事項等が守られない場合、事業者として責任を負いかねる場合があります。

5. 身体的拘束の禁止

利用者の自由を制限するような身体的拘束を行いません。

6. サービスの中止

利用契約書第11条

- ・天災などの事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

7. 契約の終了

利用契約書（第14条）

- ・利用者は、契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。但し、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ②利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ③利用者または利用者保証人等が本契約書および各条項に従わない場合。
- ④利用者都合または正当な理由がないままに2か月間、本サービスが実施されなかった場合。
- ⑤利用者が死亡した場合。

8. キャンセル料金

①利用日前日の午後5時00分までにご連絡いただいた場合	無料
②利用日前日の午後5時00分以降にご連絡いただいた場合	576円

キャンセル料金は、利用日の『食事代』を請求いたします。

ご連絡がいただけなかった場合についても、利用日前日の午後5時以降にご連絡いただいた場合と同様に請求いたします。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には利用者の家族等、区市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った措置を記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生し、損害が生じた場合には、損害賠償を行います。
- (4) 利用者又はその家族による故意又は過失による事故について事業者として責任を負いかねる場合があります。

10. サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 当事業所のサービスについて、不明な点や疑問、苦情がございましたら当法人各事業所の相談窓口まで相談下さい。
(窓口開館時間 午前9時から午後5時まで)

事業所名	台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター
電話番号	03-3834-4437
ファックス	03-5807-5738
E-mail	t-taito@kenshukai.or.jp

相談・苦情窓口 担当 生活相談員

- (2) その他当施設以外に区市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会	6238-0177
(窓口開館時間 午前9時から午後5時まで ※土日祝日を除く)	
台東区介護保険課	5246-1244
(窓口開館時間 午前8時半から午後5時15分まで ※土日祝日を除く)	

1 1. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況 (いずれか一つ以上の開示です)	

